

# 令和5年11月市議会定例会一般質問通告全文

12月13日（水）

★通告順位	1-1	種茂 和男
★件名		高齢化社会への対応策について

牧之原市の高齢化率は、平成28年には29%だったが、団塊世代が75歳を迎える令和7年には34%に増加し、団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22年には40%まで増加されることが予測されている。これは当市に限ったことではないことから、各自治体においては、「人生100年時代」と言われる長寿社会にあわせ、「思いやりのあるまちづくり」「環境の良い住みやすいまちづくり」などといったテーマの下、様々な議論が行われているものと推測する。

このような中において、整備された社会的サービスを受けながらいつまでも健康で生きがいを感じながら充実した生活ができるとともに、何事にもチャレンジできる活力のある高齢者の住みやすい社会を形成するためには、高齢者の居場所にもなる地域集団づくりが重要であると考えます。

また、今後高齢化率が高くなる中で、これまで社会の発展に寄与してきた功労者であるという観点に鑑み、高齢者が持つ豊かな経験や知識を活かすとともに、高齢者が住み続けたいまちづくりを目指していくことが重要であることから、自治体はこれまで以上に福祉施策を充実させることが必要であるとも感じる。

そこで、当市における今後の高齢化社会に向けた取組について、第3次牧之原市総合計画に基づいて以下のとおり伺う。

## 1 「生きがいを感じる生活支援の充実」という観点について

- (1) 基本計画の「政策2 健康福祉」「施策4 超高齢社会への対応」の中に、「経験、特技や知識を活かせる場をコーディネートする仕組みなどにより、ボランティア活動や就労を通じ高齢者の生きがいづくり、地域で支え合う体制づくりを進めます」とあるが、具体的な取組内容は。
- (2) 「地域で支え合う体制づくり」とあるが、現時点においてこういった体制が構築されているのか。
- (3) 経験や特技、知識を活かせる場の一例としてシルバー人材センターが挙げられる。市がシルバー人材センターに依頼する際はどのような依頼基準があるのか。

## 2 「地域の見守り・集いの場の充実」という観点について

- (1) 「市民、自治会、民生委員などとの連携を強化し、ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者を見守る体制づくりを充実します」とある。見守りについては、これまでも自治会や民生委員の方々において対応いただいていると思うが、その進捗状況は。
- (2) 「高齢者が健康で生きがいのある生活ができるよう、気楽に集える場づくり

を支援します」とある。かつて集いの場所づくりということで空き家調査をした経験があるが、その後も空き家を活用した集いの場所づくりは計画的に進められているのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	2-1	絹村 智昭
★件名		スポーツ大会の誘致と体育施設の環境整備について

牧之原市では、これまで市民スポーツ、競技スポーツの推進を図ってきている。ここ数年は、コロナ禍の影響を受け、大会の中止や縮小によりスポーツを行う機会が減少していたが、本年5月にコロナが5類に移行されたことで、市民スポーツはもちろんのこと、市外・県外からのチームが集まった大きな大会も開催されるようになり、競技スポーツも含めたスポーツ全体の振興が活発になってきているように感じる。

牧之原市には、水捌けがよい素晴らしい運動場である「榛原総合運動公園 ぐりんぱる」という社会体育施設があり、A面からE面の5面がとれ、大きな大会にも対応できるグラウンドとなっていることから、コロナ禍以前から規模の大きな大会が開催されているほか、市内のスポーツ団体も数多く使用している。また、ぐりんぱるの他にも、小中学校を含めた市内にある多くのグラウンドでは、スポーツ少年団などが活発に活動している。

しかしながら、駐車場についてぐりんぱるを例に挙げれば、第一駐車場100台、第二駐車場15台、第三駐車場10台となっており、そこが満車となれば付近の調整池や公園、防災広場に駐車することとなるが、それでも収まらない場合はやむなくグラウンド内に駐車するほか、施設内の道路脇に駐車することもあるなど、駐車場の数が少ないとの声を聞く。

今後もスポーツ振興を図っていくであろう牧之原市として、市内の様々な施設を活用してスポーツ大会を誘致することで、スポーツの振興だけでなく市内経済の活性化にもつながることから、今後のスポーツ大会の誘致及び施設の環境整備について、次のとおり伺う。

## 1 スポーツ大会の誘致について

牧之原市は気候が温暖で過ごしやすく、ぐりんぱるのような大きなグラウンドが整備されていることに加え、今年度末には多目的体育館も完成することとなる。今後のスポーツ大会の誘致について、どのように考えているのか伺う。

## 2 施設の環境整備について

(1) 大会を開催するには駐車場の確保も重要な観点となる。ぐりんぱるにおいては、現在開催している大会でも駐車場不足の声が聞こえる中、今後誘致する大会の規模によっては更なる駐車場の確保等が必要になると考えるが、市はどのように考えているのか。

(2) 各小中学校のグラウンドを使用する場合、利用者は屋外に設置されているトイレを使用することとなる。学校内のトイレは平成29年に洋式化が完了してい

ると伺っているが、屋外のトイレの洋式化についてはどのように考えているのか伺う。

- (3) 現在公共施設敷地内は禁煙となっているが、スポーツ大会を誘致することで市外・県外から多くの人が集まることとなり、その中には喫煙者も相当数含まれることが予想される。マナーを守って利用していただくためにも、今後の対応についてどのように考えているのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	3-1	加藤 彰
★件名		不登校児童生徒への対応

令和4年6月定例会の一般質問で、私は、「不登校児童生徒への対応」について取り上げ、市と教育委員会の対応について質問をしたところ、答弁の一部に、「調査を行った令和2年度の県の調査結果によると小学校では牧之原市内30名、中学校が48名、合わせて78名の不登校児童生徒がいる。不登校率は2.38%となる。県の不登校率と合わせても若干高い状況にある」とあった。

文部科学省の令和4年度の問題行動・不登校調査では、不登校の小中学生が前年度に比べ2割増の29万9,048人と過去最多を記録している。このうち38.2%の11万4,217人は学校内外で専門家などの相談や支援を受けられていなかった。全国で不登校の児童生徒が増え続ける中、学校外の学びの場となる民間のフリースクールの役割が増している。国も、学校に通わない子どもが教育を受ける場の一つと位置づけ、公教育との連携を求めている。無理をして学校に通うばかりが選択肢ではなく、学校以外に学ぶ場を選択してもいいと教育機会確保法でも認めている。

しかし、今回の文部科学省の問題行動・不登校調査で、約4割の子どもたちが学校外の学びの場とつながっていない実態が分かってきた。こうした子どもたちのために、官民で連携したり、オンラインを活用したりする工夫によって、それぞれの個性に合わせた教育の機会を提供していくことは大変重要であり、喫緊の課題である。そこで以下について伺う。

## 1 不登校の現状について

- (1) 不登校及び不登校傾向の児童生徒の数と、その近年の増減はどのようになっているか伺う。
- (2) 学校やそれ以外の教育機関などの専門的な支援を受けられていない児童生徒の数と、その近年の増減はどのようになっているか伺う。
- (3) フルールやフリースクールへ通う児童生徒の数とその近年の増減はどのようになっているか伺う。

## 2 現在の不登校支援の問題について

令和5年7月21日に総務省が公表した「不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策評価」では、「学校等において必要な支援が届けられているか」の問いに対して、児童生徒やその保護者からは、「相談しづらい」「民間施設の支援情報も欲

しい」などの声があったという調査結果が出ている。この調査結果について、どのように考えるか伺う。

### 3 不登校支援の取り組みについて

- (1) 児童生徒の状況に応じた学びの環境につなげていかなければならない。そのため、「どの子が不登校傾向で、今どんな状況にあるのか」を定期的に調べていく必要があると考える。この点について、どのように考えるか伺う。
- (2) 文部科学省は不登校対策の総合的なプランを公表している。プランでは、子どもの心や体調の不調に教員が早く気付くようにするため、一人一台端末の活用も促している。このような仕組みを導入するなど、学習用タブレットを学び以外に活用することはいかがか。
- (3) フリースクールの運営費は、各家庭からの利用料などで賄われている。フリースクールは不登校の子どもたちの受け皿となっていることから、その運営を支援することは子どもの社会的自立に資すると思うがいかがか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	4-1	名波 和昌
★件名		小中学校が抱える各種課題について

牧之原市では、2030年に小中一貫校（義務教育学校）の設置に向け、準備が進められている。その準備の中で、新しい学校のコンセプトや学校施設の検討が各地区でおこなわれている。

このような中でも、新しい学校が設置されるまでの今後7年から10年間は、現状の施設において教職員が教育を進めていく事になるが、市内の小中学校には、様々な課題がある。例えば、施設の老朽化、通学路の危険性、教職員の働き方、部活動の方向性などが挙げられる。

そこで、児童・生徒たちが安心して学び、生活できる環境にしていくため、また、教職員が健康で働き甲斐を持てる職場としていく事が必要である。

そこで、以下の点について伺う。

#### 1 市内の小中学校における施設関係の課題について

- (1) 学校施設の老朽化の現状とその対策は。
- (2) 学校施設（体育館を含む）のエアコン設置状況は。
- (3) 教育現場におけるICT化の成果と課題は。

#### 2 教育現場における業務について

- (1) 業務改革プランの取組内容は、どのような内容でその成果は。
- (2) かつて教師が担ってきた業務についても、コミュニティスクール等では、地域ボランティアの活用が進められているが、その成果は。また、今後の課題と対策は。
- (3) 教育現場においては全国的に、学校内での各種事務の負担増が課題となって

いるが、当市の状況と対策は。

### 3 教職員の働き方について

- (1) 教職員の時間外労働の状況は。
- (2) 時間外労働は、誰がどのように管理し、その削減に向けた取組をしているか。
- (3) 教職員1人当りの平均値として、有給休暇の年間取得日数と取得率は。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5-1	大石 和央
★件名		リニア中央新幹線工事に伴う問題について

リニア新幹線トンネル工事に関しては、大井川流量の減少、南アルプスの生態系への影響、工事に伴う残土処理が問題となっている。

水資源の確保については、去る10月16日の議員全員協議会において、市長は同2日にJR東海中央新幹線静岡工事事務所長から「工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策（B案）について」個別説明があったとして、その資料を基に報告があった。また、市長は「JR東海のこの考え方をもち、東電RPとの協議を進めていくことについて異論は無く、よりスピード感を持った取組として行くよう意見した」と述べた。

同25日には、「田代ダム取水抑制」について、JR東海が東京電力リニューアブルパワー（東電RP）と協議した実施案を明らかにした。冬場の渇水期において、流量が確保できない場合は東電RPが大井川からの取水を止め発電を停止することも盛り込んだとするものである。これについて市長は定例記者会見で、「全量戻しはありがたいことだし、流域住民にとっても安心できる対策・対応が整ったということだと思う。これを実現できるよう早急にまとめ上げてもらい、想定外のことにもしっかり対応して、具体策まで入れ込み最終的に協定を締結すること、また水質などについてもモニタリングをやっていく必要がある。」と発言している。

JR東海は同案について、流域市町や県などで構成する大井川利水関係協議会の了解を求めていた。同協議会は11月29日、田代ダム案を了承する回答をJR東海に送った。しかし、問題はこれで解決できたとはいえない。以下質問する。

#### 1 田代ダム取水抑制案について

- (1) トンネル工事期間中の県外流出について、何がどのように流域住民にとって安心できる対策・対応が整ったと考えるのか。
- (2) 想定外のことにもしっかり対応して、具体策まで入れ込み最終的に協定を締結すること、と述べているが、JR東海は想定外等への対策の詳細は示していない。市長はJR東海と東電RPとのこれまでの協議内容をどのように確認してきたのか。
- (3) 市長は水資源の確保について、JR東海に対してどのような意見や要望を出しているのか。

## 2 リニア新幹線工事に対するオール静岡体制について

- (1) JR東海が田代ダム案について市町を個別説明に回ることなど、個別対応はリニア問題に対するオール静岡体制にとって適切なのか見解を伺う。
- (2) 大井川利水関係協議会は、大井川水系の水資源の確保と水質の保全等について対応することとなっている。構成員には10市町首長となっているが、各首長は代表者ではあるものの、二元代表制における議会の意見も十分に聞く必要があるのではないか。
- (3) 9月9日に大井川流域の首長が、JR東海の社長に「連絡調整会議」の設置を要望したとの報道があった。この会議はどのようなものか詳細説明を求める。

## 3 市民説明会の開催について

3年前より一般質問をはじめ、リニア新幹線問題の現状説明と市民の意見を聞く機会を設けるよう要請してきたところである。あらためて市民説明会の開催について伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	5-2	大石 和央
★件名		障害者支援と第4次障がい者計画について

12月3日から9日までの1週間は障害者週間である。国民に障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するために設定されている。市では第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定中である。障害者差別解消法が施行されて7年を経過しているが、市のアンケート調査からも、障がい者への理解は深まっているとは言えない。

障害者基本法は障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定めている。障害者総合支援法は障害の有無にかかわらず、個人として社会生活を営むことを支援する法律であり、定期的に改正され2024年は、障害者の地域生活や就労支援の強化が盛り込まれるという。

そこで次期障がい者計画策定を含め以下の点について質問する。

### 1 障害者計画等策定委員会について

- (1) 策定委員会は障害者自立支援ネットワークの委員と公募委員によって構成されるが、計画策定にあたり、法律の新規制定・改正や制度について、どのように情報共有しているのか。
- (2) 法令の趣旨や目的を達成するために、先進的な取り組みの調査研究などは、障害者の希望する生活支援や就労支援の実現を目指すためには欠かせないと考える。障害者自立支援ネットワークの機能はどのように果たされているのか。

## 2 障害者計画の実効性について

障害に対する理解（理解と交流）について、「理解がない」が「理解がある」を上回っている。また、利用しやすい相談窓口を整え、福祉サービスの充実（切れ目のない支援体制の構築）が求められる。計画と現状の乖離をどのように埋めるのか。

## 3 新法成立における第4次計画への反映について

(1) 2019年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）は、障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律であり、国から地方公共団体には取組の実施を促すための通知が発出されているところである。これについてどのように推進するのか。

(2) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（2022年5月19日）が成立した。これは障害に応じて情報を得る手段を選択したり、時間差なく必要な情報を得たりできるように、国に法に基づく対応や財源確保を義務づけた。また、事業者や国民にも協力や理解を深める努力義務を規定したものである。市もその責務を負うが、計画への反映はどのようなものか。

（質問方式：一問一答）

★通告順位	6-1	濱崎 一輝
★件名		河川における土手法面の除草作業の課題について

地域の除草作業は、地元の町内会や区の有志、各種団体の皆さんがボランティア活動として行っているケースが多く、大変ありがたい存在である。

県の管理する二級河川では、リバーフレンドシップ制度があり、住民と行政による協働事業が行われている。住民や利用者等がリバーフレンド（川のともだち）となり、川の清掃や除草等の河川美化活動を行い、地域全体で身近な環境保護への関心を高めることを目的としており、市内でも多くの団体が活動してくれている。

この活動に対し行政としても、県と市町が連携して活動団体の取組を支援している。

このような取組は他県でも行われており、地域で引き継いでいていただきたいところであるが、担い手不足と高齢化により最前線で活動されてきた人たちが第一線を退くなどの理由により、活動を自粛または解散するところも出てきている。

近い将来、似たような理由で活動がままならない団体や地域が増えてくる可能性があると思うので、今のうちから何らかの対策を講じていく必要性を感じる。

除草作業には草刈り機を使うケースが多く、大変便利ではあるが、高速で回転する刈刃が露出しているため、十分留意して使用しないと大変危険である。

消費者庁には、草刈り機を使用中の事故が平成27年から令和2年3月末までの5年間に88件寄せられている。

最近も大分県で草刈り機の刃が、一緒に作業をしていた男性の首に当たり死亡する事故が発生するなど、一見簡単に使用できそうに見える草刈り機ではあるが、誰でも気軽に使用できるものではなく、使用にあたっては農協や販売店等での講習会を義務化するなどの必要性を感じる。

また、長時間の作業にはかなりの体力を消耗するので、高齢者の方々にとっては年々過酷な作業になっていくのではないかと推測する。

特に、河川における土手法面の除草作業は、平坦地に比べ作業がしにくく怪我や事故に遭うリスクが一段と高まるので、作業にあたってはより慎重になっていただくと共に、手厚い補償体制の必要性を感じる。

そこで、以下の点について伺う。

## 1 河川の除草作業について

- (1) 現在市内には多くのリバーフレンドシップ団体が存在し、定期的に活動をしてきているが、各団体の課題はどのようなものがあるのか市は把握しているのか伺う。
- (2) 市や県管理の河川において、河川愛護の一環として行われている各地域の除草作業であるが、高齢化が進んでいる地域においては、市民の負担が大きくなっている。同時に、傾斜のある法面作業には危険も伴うため、高齢化に伴う身体能力の低下による怪我や事故が懸念される。このような状況を考慮すると今後なんらかの対策を講じる必要性を感じるが、市はどのように捉えているのか見解を伺う。

## 2 河川の除草作業中のケガや事故対策について

- (1) リバーフレンドなどの活動において、初めて草刈り機を使用する人に対して、市は各団体に対し講習会を受講するなどの指導を行っているのか伺う。
- (2) 河川の除草作業には、軽微なものまで含めれば多少なりとも怪我などが発生していると思う。リバーフレンド活動にあたっては傷害保険や賠償責任保険などへの加入がなされていると思うが、これまで市内のリバーフレンド活動で、大きな怪我や事故は発生しているのか。発生している場合、これらの保険でカバーできているのか伺う。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	6 - 2	濱崎 一輝
★件名		災害等緊急時に有効な通信手段について

東日本大震災や停電時、そして最近の大規模通信障害を受け、公衆電話の重要性が改めて注目されている。

日本の自然災害は激甚化する傾向にあり、ひとたび災害が発生すれば、携帯電話の基地局（無線局）も被害を受けてしまう可能性がある。各携帯電話会社は、基地局に停電時用のバッテリーや発電機を装備したり、停止してしまった基地局を別の基地局でカバーできるようにしたりと様々な対策を行っているが、全てうまく機能するとは限らない。

加えて、近年各携帯電話会社においての大規模通信障害も問題になっており、災害以外の要因で発生する通信障害のリスクも高まってきている。

最近では、スマートフォンやタブレットなどの普及により固定電話を持たない家庭

も増えているが、災害や大規模通信障害時にはただ単に電話やメールができないだけでなく、緊急通報番号（110／118／119番）に電話ができなくなるということをよく理解しておく必要がある。

その点、もし災害等の緊急時に通信規制が実施された場合、公衆電話は「災害時優先電話」となり通信規制の対象外となる。

また、電話回線を通じて電力が供給されているため、停電時でも硬貨利用であれば平時と同様に利用が可能となっている。

市街地においては概ね1km四方に、その他の場所には2km四方に1台置くという基準に基づき設置されており、無料での緊急通報番号（110／118／119番）に対応する義務もある。

公衆電話は、固定電話同様に、携帯電話の登場からスマートフォンやタブレットなどの普及、及び人口減少や過疎化の進展などにより、全国的に台数が激減している。

かつては、いろんな公共施設や商業施設、小中学校や高校などにも設置されていた公衆電話だが、今では全国的に学校に設置されるケースも減り、公衆電話を使ったことがないというだけではなく、公衆電話の存在すら知らないという子どもたちもいる時代になってしまった。

公衆電話は、災害や大規模通信障害時には、家族の安否確認や緊急通報ができる大変大事なツールなので、その意味を多くの市民に知ってもらう必要があると考える。

公衆電話同様に、災害等緊急時に有効な通信手段になるのが、災害時にドコモ、au、ソフトバンクの携帯会社が垣根をこえて無料開放する、公衆無線LANサービスである、災害用統一SSID「00000 JAPAN（ファイブゼロジャパン）」である。このサービスは、携帯電話やパソコンさえあれば誰でも利用できるもので、この存在も広く市民に知ってもらう必要性を感じる。

そこで、以下の点について伺う。

## 1 災害等緊急時の通信手段について

災害時や大規模通信障害時などには、公衆電話が大変有効な通信手段となっている。スマートフォンやタブレットの普及により、全国的に公衆電話が激減しており、市内においても台数が減少しているが、公衆電話の必要性と有効性について市はどのように考えているのか見解を伺う。

## 2 子どもたちの公衆電話に対する意識について

災害時に公衆電話は有効な通信手段となりえるが、使い方を知らない子どもたちが増えている。今では全国的に公衆電話が設置されている小学校も少なくなり、使い方を知らない児童や公衆電話の存在すら知らない児童たちもいるようである。そこで、市内の小学生の現状はどのようになっているのか伺う。

（質問方式：一問一答）

12月14日（木）

★通告順位	7-1	木村 正利
★件名		「わかりやすい牧之原市の財政 2023」についての一般会計の収入増につなげる施策の状況は

2005年、旧相良町と旧榛原町が合併して、2025年には20周年を迎える。

牧之原市では、多目的体育館の建設、相良牧之原IC北側開発事業、道の駅「(仮)さかべ」、相良地区、榛原地区への義務教育学校の開校等、牧之原市の輝く未来に向けて、様々な事業投資が進んでいる。

そうした中、わかりやすい牧之原市の財政2023の冊子の中で、「予算を家計に例えると（一般会計）」という報告を見た。

牧之原市の一年間の収入と支出を家計簿にあてはめると、令和5年度予算を年収500万円（月収41万6,700円）の家計に置き換えた場合、支出は、車の購入や家の増改築を行うため、大幅に増加している。節約が難しい食費や、医療費を可能な限り切り詰めて、さらに、子どもへの仕送りや光熱費なども極力抑えて生活している。収入は、景気回復が見込まれることから、基本給が増額となり、家の増改築に係る費用が増加したため、銀行からの借入は大きく伸びている。今後、維持修繕費の伸びが予想されるため、必要最低限の支出にするなど、抜本的な生活習慣の見直しが必要となってきたと解説されている。

ここ数年、市民に対しての報告を見ても、ほぼ同じ内容で例えられている。

令和6年度は、第三次総合計画の具体的方向性を出して、市民、子どもから高齢者が望むものを一つでも叶えるべきと考える。

参考として、地元進出企業であり、増設のための造成をしているスズキ株式会社の2030年に向けての成長戦略をみると、

- 1 カーボンニュートラル社会の実現
- 2 新興国の成長に貢献

とある。市の方向性と重なる部分があり、中でも、社会課題の解決として、生活を支えるモビリティ、有機農業など、牧之原市に還元できるヒントがたくさんあると考える。

以上の観点から以下について伺う。

- 1 財政を家計に例えた説明の中で、「必要最低限の支出にするなど抜本的な生活習慣の見直しが必要」とあるが、そのための施策とは何を示しているのか。
- 2 光熱費、医療費を切り詰めるとは、何を例えているのか。
- 3 市の収入増の為の成長戦略として
  - (1) 基本給（市税）はどう上げるのか
  - (2) 企業・観光客誘致の今後の方針は
  - (3) クラウドファンディング展開についての考えは  
(スタートアップ企業・地元特産・老舗店)

★通告順位	8-1	石山 和生
★件名		公共施設マネジメントについて

最近、牧之原市では公共施設マネジメントの見直しが行われ、その重要性が改めて浮き彫りになった。公共施設は市民生活の基盤であり、その効果的な管理と運営は市の財政的健全性と市民サービスの品質向上に直接影響する。公共施設の管理方法は、時代の変化や市民のニーズの進化に伴い、継続的な改善と革新が必要とされている。そうした背景を踏まえ、牧之原市の公共施設マネジメントについて、以下の点について伺う。

### 1 多目的体育館について

- (1) 「運営にかかるランニングコストの合計金額」と「費目別の内訳」について、建設前の想定においてZEB化していなかった場合と、ZEB Readyの場合を具体的に伺う。
- (2) 「運営にかかるランニングコストの合計金額」と「費目別の内訳」について、現時点においてZEB化していなかった場合と、ZEB Readyの場合を具体的に伺う。
- (3) 毎年の収益についてどのように考えているか。定性的な側面と、定量的な側面で具体的に伺う。

### 2 他公共施設について

- (1) 「相良総合センターい〜ら、地頭方原子力防災センタージーボ、相良原子力防災センターサーボ」それぞれの施設における人件費も含めた費用の合計と費目別の内訳は。
- (2) 油田の里公園に再生可能エネルギーを導入する背景は。

### 3 公共施設マネジメント

- (1) 国の通知の「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」の「第一 総合管理計画に記載すべき事項」の「二 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」の中で「具体的には、以下の事項について考え方を記載すること。」に「⑦ 脱炭素化の推進方針」と記載があるため、牧之原市公共施設マネジメントにて脱炭素化の推進方針を記載することはもちろんやるべきであるが、「⑦ 脱炭素化の推進方針」と同列の「② 維持管理・更新等の実施方針」を考えると、多目的体育館の実際の維持コストがわかっていない現状で、「2 基本指針」の「指針2」の「5 脱炭素化の推進方針」の中に、「新築施設は原則ZEB Ready以上」と記載するのは時期尚早ではないか。
- (2) 公共施設マネジメントの目標に対する現状と達成見込みは。

★通告順位	8-2	石山 和生
★件名		まきのはら活性化センターについて

まきのはら活性化センターは民間の力を使って利益を出すことを視野に入れていた背景がある。しかし現状の私の認識としては、自ら利益を出すというよりは牧之原市の観光や産業関連の業務を請け負う団体としての位置付けである。そのような位置付けならそのような位置付けで問題ないと私は考えている。

そこで、以下の点について伺う。

- 1 まきのはら活性化センターの理事長が副市長であるこのタイミングで、今までの評価と課題、今後の方針は。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	8-3	石山 和生
★件名		スポーツ合宿誘致に向けて

牧之原市において多目的体育館のオープンや、相良総合グラウンドの芝生化などが進められている。過去の私の一般質問でもスポーツ合宿誘致を進めていく方針でもあると記憶している。

そこで、以下の点について伺う。

- 1 スポーツ合宿の誘致について、どのように進めていくのか。
- 2 多目的体育館や相良総合グラウンドなど整備が進んでいる。他の体育施設で、スポーツ合宿や大会を行うにあたり、コンディションが悪い状態のものがある場合は、調査した上で誘致に向けた品質が担保されなければならないと思われるが、その場合、改修予算が組まれることもあるのか。

(質問方式：一問一答)

★通告順位	9-1	太田 佳晴
★件名		相良地区の公立公民館制度の廃止と萩間公民館の今後について

11月14日の文教厚生委員会協議会において、公民館事業及び萩間公民館の今後の在り方について、教育文化部社会教育課から報告があった。

決定事項として一方的に今後の方針が示されたが、到底そのまま受け入れられる内容ではなく、歴史と実績がある相良地区の公民館活動の今後を憂い以下のとおり質問する。

- 1 「相良地区各区で実施している公民館事業が、榛原地区各区に委託している生涯学習事業と概ね同様の内容だから、公民館制度を廃止して榛原地区の生涯学習に統一する」とのことだが、そのような単純な考えで良いのか、大いに疑問を感じる。

公民館は社会教育法の規定の上にある重要な施設で、市が責任を持って設置されているものと理解していたが、市が今後、統一的に目指そうとしているコミュニティセンター（生涯学習センター）には、そのような規定もなく、「似て非なるもの」と考える。

このことについて、市はどのように考え、地区が今後取り組むまちづくりについて、どのようにしようとしているのか。

また、今回の報告事項の区長等への説明の経過について、説明の順序等に問題はなかったのか伺う。

- 2 平成 29 年 2 月 16 日付けで、「相良公民館の存続を強く求める請願」が相良地区区長 4 名を請願者として議会に提出され、当年 3 月 24 日議会最終日に採択されたが、結局、公民館は取り壊しとなった。

しかし、当時、公民館利用者の熱い思いを受け、代替施設の整備に向けて複数回ワークショップを開き、広く意見を聞いたと記憶しているが、その市民の声に responding しているのか、経過について伺う。

- 3 市公民館事業の拠点施設に位置づけられている萩間公民館を「萩間コミュニティセンター」に変更して、今後は、常駐の管理人は置かないとしたことなどの方針に、牧之原市における萩間地区の立場を大変憂慮する。

萩間地区にはスズキ株、株伊藤園等を始めとする数多くの企業が立地しているが、牧之原市の大手企業の法人税の内、萩間地区に立地する企業の税収は、どの程度を占めるのか、具体的な金額で割合を示していただきたい。

その上で、萩間公民館の今後の在り方について伺う。

(質問方式：一問一答)